

令和6年度第2回埼玉県児童福祉審議会議事録

令和6年度第2回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和6年9月11日（水）

13時～14時半

場所：Web開催

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 審議事項
 - (1) 「埼玉県こども計画（仮称）」（令和7～11年度）について（目指す将来像）
 - (2) 「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の進捗状況について
 - (3) 児童養護部会の審議経過について
- 4 閉会

出席委員（17名） ※委員長・副委員長以下50音順

田 口 伸 委員長	寺 菌 さおり 副委員長
逢 澤 圭一郎 委員	石 丸 靖 子 委員
川 澄 馨 子 委員	神 山 幸 恵 委員
清 水 将 之 委員	鈴 木 勝 委員
菅 原 文 仁 委員	塚 越 優 子 委員
長 根 亜紀子 委員	藤 野 美佐子 委員
福 田 由美子 委員	保 角 美 代 委員
本 田 尚 美 委員	峯 眞 人 委員
若 山 清 和 委員	

欠席委員（1名）

坂 本 仁 志 委員

◎ 開 会

○ 司会（こども政策課 今井副課長）

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第2回埼玉県児童福祉審議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。なお、本日はWebによる開催とさせていただきますことに御理解いただきありがとうございます。私はこども政策課の今井と申します。議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

初めに資料は事前に送付しておりますので、御確認いただければと思います。届いてない部分があれば事務局にチャット等でお知らせください。

次に、会議の公開について御説明させていただきます。埼玉県児童福祉審議会規則第9条により、会議は公開とし、出席委員の3分の2以上の議決があった場合には公開しないことができるとされております。本日の会議は原則に基づき公開といたします。

続いて、本日は傍聴を希望する方が1名いらっしゃいます。傍聴を許可してよろしいでしょうか。御承認ありがとうございます。では、傍聴を許可することといたします。

◎ 福祉部長あいさつ

○ 司会

それでは開会にあたりまして福祉部長の細野から御挨拶申し上げます。部長お願いいたします。

○ 細野福祉部長

はい。福祉部長の細野正でございます。

委員の皆様には、お忙しいところ、埼玉県児童福祉審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、本日はWebでの開催につきまして、御理解、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

現在策定を進めております、令和7年度からの埼玉県こども計画（仮称）につきましては、計画策定作業部会を中心に御意見をいただき、本日は、計画の目指す将来像を御提示の上、御審議をお願いいたします。言うまでもなく、将来像は計画の中でも大変重要な内容となりますので、皆様から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

また、現行の令和2年度から令和6年度までの「埼玉県子育て応援行動計画」の進捗状況につきましても、最新の数値が把握されたことから、それを踏まえ、御意見をいただければと思います。

さらに、児童相談所の措置等に関する審議を行う「児童養護部会の審議経過」につきましても、御報告をさせていただきます。

話は変わりますが、7月末に知事から記者会見で発表させていただきましたが、埼玉県では、こどもや子育て当事者から御意見を聴き、施策等に反映させるための「さいたまけん★こどものこえ」をスタートさせたところです。こどもたちは、単に支援する対象ではなく、共に社会を作るパートナーであり、こどもたちの意見に耳を傾けることで、こどもまんなか社会の実現に取り組んで参りたいと考えております。

委員の皆様には、児童福祉に関する施策の推進のため、引き続き御協力、御指導をお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎ 委員紹介

○ 司会

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

委員長 田口伸様。

○ 田口委員長

田口です。よろしくお願ひします。

○ 司会

副委員長、寺菌さおり様。

○ 寺菌副委員長

寺菌です。よろしくお願ひいたします。

○ 司会

委員長、副委員長の次に、各委員を50音順にお呼びいたします。逢澤圭一郎様。石丸靖子様。川澄馨子様。神山幸恵様。清水将之様。菅原文仁様。鈴木勝様。塚越優子様。福田由美子様。藤野美佐子様。保角美代様。本田尚美様。峯真人様。なお、坂本仁志様におかれましては御欠席となります。また、長根亜紀子様、若山清和様は少し遅れての御出席予定でございます。また、神山様、若山様におかれましては途中御退席の予定と伺っております。

◎ 出席状況報告

○ 司会

続きまして、審議会の定足数について御説明いたします。

埼玉県児童福祉審議会規則第6条第2項により、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができないとされております。本日の審議会は委員18名中、現時点で15名の方が御出席いただいておりますので、審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

また本日はWeb開催ですので、現在初期設定で委員の皆様マイクがミュートになっておら

れますが発言いただく際にはそのマイクをオンにしてください。リアクションボタンで挙手をクリックしていただき、指名されましたらお名前をおっしゃってから御発言をお願いします。そして発言が終わられましたらリアクションボタンで、手を降ろすをクリックしていただき、再びマイクをミュートにさせていただきようをお願いいたします。

それでは議事に入ります。ここからは、埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づき、田口委員長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○ 田口委員長

それでは次第に従いまして進行して参ります。

◎ 議事録署名委員選出

○ 田口委員長

審議事項に入る前に埼玉県児童福祉審議会規則第10条第2項に基づき、本日の議事録署名委員を指名いたします。石丸委員、藤野委員をお願いいたします。石丸委員、藤野委員には後日事務局より議事録の確認・署名を依頼いたしますのでよろしくお願いします。

それでは議事に移りたいと思いますが、本日は1時間半程度の予定でございますが、審議事項の3の(1)終了、1時間程度しましたら5分ほどの休憩ということでとらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議事

(1) 「埼玉県子ども計画（仮称）」（令和7～11年度）について（目指す将来像）

○ 田口委員長

それでは議事に移りたいと思います。

「審議事項3(1)埼玉県子ども計画（仮称）（令和7～11年度）の目指す将来像について」事務局から説明をお願いいたします。

○ 黒澤子ども政策課長

はい。子ども政策課長の黒澤でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より御協力いただきまして、誠にありがとうございます。それでは私の方から、埼玉県子ども計画（仮称）の目指す将来像について御説明をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。本計画が目指す将来像は、計画の柱となる内容となりまして、非常に重要な事項と考えております。本計画では、子ども・若者、子育てをめぐる状況が多様化、複雑化する中で、これまでの取組の充実を図りつつ、新たな課題に対応するものとして、

3点の将来像を掲げました。将来像1は、「こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会」、将来像2は、「こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会」、将来像3は、「こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会」です。これらの将来像を叶えることを通じて、「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。

続きまして資料1-2を御覧ください。ただいま説明申し上げました将来像についての解説を記載しております。こちらの解説では、こども・若者は「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手であることを踏まえた上で、各将来像について説明をしております。

まず、次の段落「全てのこども」から始まる段落ですが、こちらは「将来像1」についてですが、全てのこども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、差別的な取扱いを受けないこと、様々な場面でその年齢及び発達に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要であり、そうした社会を目指すものです。

次の段落は、「将来像2」についてですが、次代を担うこども・若者が健やかに成長・活躍する社会を実現するためには、こども・若者が愛され、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮できることが重要であり、そうした社会を目指すものです。

次の段落は、「将来像3」についてですが、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを生み育てることに喜びを実感できることが大切であり、そうした社会を目指すものになります。

そして、こども・若者が、誰一人取り残されず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものになります。

続きまして、資料1-3から1-5までは、各将来像を目指す「背景」及び「目指すべき将来像」を整理したものになります。

続きまして、資料2-1を御覧ください。将来像を踏まえ、計画の体系を整理したものになります。この施策の柱は、前回の第1回児童福祉審議会で御確認、御意見をいただいた骨子案に基づいて作成をしております。なお、資料2-2が骨子案になりますので、こちらも併せて御覧いただけますと幸いです。

まず、将来像1に紐づく施策の柱が「1 こどもの権利擁護、意見の反映」となります。将来像2に紐づく施策の柱が「2 居場所づくり、社会的活動の参画支援」、「3 親と子の健康・医療の充実」、「4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援」、「5 児童虐待防止・社会的養育の充実」、「6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」と、番号が飛びますけれども、「10 未来を切り拓くこども・若者の応援」でございます。続きまして、将来像3に紐づく施策の柱が、「7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進」、「8 結婚・出産の希望実現」、「9 「子育て」と

「子育て」の支援」、「11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援」、「12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進」となります。このように、3つの目指す将来像に、12の柱である骨子を位置付けて、計画の策定を進めさせていただきたいと考えております。

続いて資料3-1を御覧ください。8月に、令和6年度第2回策定作業部会を書面にて開催いたしました。こちらの作業部会では、今御説明申し上げた「計画の将来像（案）」、及び「計画の体系（案）」について御確認、御意見をいただきました。作業部会の皆様には、本計画をよりよいものにするための多くの御意見をいただきまして、感謝を申し上げます。御意見と、意見に対する回答の一部を御紹介させていただきます。

資料3-2の1行目を御覧ください。計画の体系、骨子案の「こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援」については、「子どもを真ん中に置いた居場所」というような表現にしてはどうかとの御意見をいただきました。御意見を踏まえ、将来像2についての「目指すべき将来像」の説明を修正いたしました。また、6番目になりますけれども、表現がわかりにくいという御意見を踏まえまして、よりわかりやすい言葉、この場合は「多様な人格を持った個」から、「一人ひとりが多様な人格を持った個人」と修正をしております。

続きまして、資料3-3を御覧ください。こちらは6月に開催しました令和6年度第1回策定作業部会の議事概要です。現時点で、目指すべき「将来像」と「計画の体系」になりましたが、この段階では、「基本理念」と「施策の展開」ということで御議論いただきました。

2つ目の○を御覧ください。現在の子育て応援行動計画では、「基本的人権の保障」が読み取れないので、新しい計画では読み取れるだけではなく、1番目に明記して欲しいという御意見をいただきました。また、次のページの下から2つ目、一番下の○の御意見では、「地域」や「愛」、「夢」といった言葉を入れてほしいという御意見をいただきました。これらを、将来像やその解説に盛り込むなどしながら、今回の案を作成させていただいたものでございます。

本日の審議会においては、こちらの将来像に関して、その内容及び柱の位置付けにつきまして、委員の皆様から御意見を賜ればと考えております。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 田口委員長

はい。説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。なるべく多くの方に御発言いただければと思います。よろしく申し上げます。はい。逢澤委員お願いします。

○ 逢澤委員

はい。御説明ありがとうございました。3点ほど意見をさせていただきたいと思います。ま

ず、名称についてですが、現在のところ（仮称）埼玉県子ども計画となっておりますけれども、子どもがもちろん対象となっている事業が多くあるっていうことは理解しておりますけれども、若者に対する事業も入っていることから、また連続性、切れ目のないという関係もあることからですね、例えば「埼玉県子ども・若者計画」とすることも検討してみてもいいかかと思えます。これが1点目です。

それから2点目ですね、今回の資料では、障害のある子どもたちのことはちょっと触れられているところもあるのですが、人種・国籍・性別・障害をお持ちの方が差別されないという、多様性という意味合いからですね、そういったワードを盛り込むことが必要じゃないかなと考えますがいかがでしょうか。

それから最後に、この資料3-1でもあった居場所の件なのですが、前回の御意見でもあったと今説明があったと思うのですが、子ども食堂など切れ目のない子どもの居場所づくりの支援を子どもを主体とした切れ目のない地域の居場所づくりの支援っていう形、要するに「子ども食堂」を特出しすべきかどうかっていうところなんですね。例えば、プレーパークといった遊び場であったりですね、ユースセンターであったり、児童館、児童クラブ、この居場所っていうのはもう本当に多岐に渡るものでございますので、あえてこの「子ども食堂」っていうところを特出しすることが必要なのか、もっと幅広く設置していかなければいけないと思うので、ある意味、これを入れないっていう、もともとこの3-1であったような御意見のような形でしてみるのもいかがかなと思うのですが、その3点でございます。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。今3点御提案も含めましてありましたけれども、事務局から、回答ございますか。

○ 黒澤子ども政策課長

ありがとうございます。それでは、逢澤委員の御質問、御提案について御回答させていただきます。

まず1点目にいただいたのが、埼玉県子ども計画（仮称）の名称についてです。委員に御指摘いただきましたとおり、子どもだけでなく、若者もその施策の対象になっているということはそのとおりでございます、また連続性ということもあります。今回この名称につきましては、今現在、（仮称）ということで置かせていただいておりますが、今後議論をさせていただきたいところでございます。この「子ども・若者計画」という名称についてもですね、御意見として承らせていただきたいと思います。今後議論させていただきたいと思えます。

続きまして2点目ですけれども、御指摘いただいたのが、人種や国籍や性別といったもので、障害のある・なしといったもので差別されないという言葉について、多様性ということか

ら盛り込んだ方が良いのではないかというお話でございます。今現状の将来像の案につきましては、考え方として、全てのこども・若者の健やかな成長であったりとか、全てのこども・若者が個人として尊重されるということとしております。そういった中で、広くそういった色々な多様性のあるこどもたち、若者たちが対象になっているということは、現在も盛り込んでいようではございますけれども、御指摘いただいたような文言は、非常に具体的で分かりやすいというふうに思いますので、こちらの文言を入れられるか検討したいと思います。例えばなんですけれども、資料1-2に、この目指す将来像についての解説というものがございまして、この目指す3つの将来像の全体が説明されているところに、先ほど委員から御言葉いただきました「差別されない」というようなこととかもございまして。また、例えばこの解説の中に、先ほどいただいた文言を入れさせていただくなどの検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それから3つ目の御指摘ですけれども、資料2-1の施策の柱ですが、これの中で2の(1)「こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援」ということです。この「こども食堂」を特出しすべきか、あるいはプレーパークとか、児童クラブとか児童館などそういったものを多彩な居場所について捉えるべきではないかというお話をいただいております。現状としましては、ここの項目がまず項目ってということで、ある意味タイトル的なものとは考えております。その中で、ある意味その居場所としての一番代表的なものとして、こども食堂などという形で記載をさせていただいております。この項目に紐づく具体的な取組については、今後記載し、また御議論いただきたいと思いますけれども、その際には、御指摘をいただきました、プレーパークであるとか、児童館、児童クラブといった、様々な居場所についても、具体的に記載させていただければと存じます。

○ 田口委員長

事務局からの説明は以上でよろしいですね。

はい。逢澤委員、お願いします。

○ 逢澤委員

1点目、2点目は了解しましたので、よろしくお願いたします。それでさっきの3点目ですね、居場所づくりのところですけども、資料3-2の一番上のものですけども、「こどもを主体とした切れ目のない地域の居場所づくりの支援」について、私としては御意見いただいた、こういう方がよろしいんじゃないかと。その中に色々なものがある、もちろんこども食堂もありますという形で、ちょっと特出しをするってということは、それを一番特出しされるってことは、それを力入れてやるってことなのか、それとも他のことももっと力を入れてやっていかなければならないことも、全くゼロのものもこれから立ち上げていかなきゃいけない

ものも、多分多くあると思うんですね。こども食堂というのは県民の皆さんが主体的にボランティア等でやっていただいていることで、非常にありがたいことだとは思いますが、これも地域性によったりですね、色々とやっぱり温度差もあったりするものもあるようなので、もちろんこども食堂も増やしていただくということは私も大賛成なんですけれども、あえて特出しってところがどうなのかなってところなので、またその点については、改めて御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○ 田口委員長

それでは御意見ということで承っておくということでよろしいでしょうか。

それでは他の皆様いかがですか。感想等も含めて。はい。それでは保角委員お願いします。

○ 保角委員

すみません。こども計画の将来像についての資料1の3とか4とか5について意見として出させていただいて大丈夫ですか。

○ 黒澤こども政策課長

もちろんでございます。

○ 保角委員

はい。そうしましたら、まず資料の1-3のところなのですが、これ将来像の1・2・3に全部通じていくところかなと思うのですが、背景があって目指すべき将来像があるということで、この目指すべき将来像の書きぶりなんですけども、最終的には3行あって最後そういう社会を目指します、ということで、目指すべき将来像なので、例えば、そういう社会が実現されていますって書きぶりが、これについては2・3に続くのですが、目指してこういう姿になるってことなので、ちょっとここは「実現されています」とか、「そういう社会になっています」とか、ちょっと何が適切なかはわからないのですが、まず全体を通してそこを御指摘させていただきます。

その将来像1番の「目指すべき将来像」の一番最初の部分「全てのこども・若者を、一人ひとりが多様な人格を持った個人として尊重し、」ではなくって、私は、「全てのこども・若者は、一人ひとりが多様な人格を持った個人として尊重され、」というふうに、ニュアンスが全然違うんですけども、権利の主体者が「こども・若者」という形になりますので、私たち、こどもをまんなかにして応援する側としては、「こどもと若者が尊重されている姿がそこに将来像にある」っていうふうにしたほうがいいんじゃないかなっていうふうに思っております。

それとですね、将来像の2の部分なんですけれども、やはりこれも目指すべき将来像のどこ

ろの、一番最初の●の初めから「。」までの文章なんですけれども、色々盛り込まれていて、文章を読んでもちょっと読み取れないので、どこかで区切ったりですとか、多分全部読んでいくと、最後目指します。となっているんですけど、全部こう一緒くたに盛り込みすぎじゃないかなというふうに思うので、ここは少し整理が必要かなというふうに考えています。

それと、その次の次の3つ目の●のところですが、「虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、家庭養育を優先しながら」ということで、策定作業部会の委員の御意見をもとに、これは、「家庭養育優先のもと」という文章をこのように変えたかなというふうに思うのですけれども、ここはすごく大事な部分なので、「家庭養育優先のもと」にした方がいいと思っております。そのあとに「家庭と同等の養育環境である里親等による養育を行う」などというので、「等」がここに「里親等」というふうに入っていますので、まずは「家庭養育優先のもと」というのを原則として、もともとの法律と一緒にした方がいいと思っております。

それとあと、この2行目にある「自立できるよう支援する社会を目指します。」というふうにあるのですけれども、この「自立」という言葉が、自立をしなければいけないとか、難しいですけど、簡単に「自立」って使いがちなんですけど、「自立」は調べてみると「他者の援助を受けず、自分の力で身を立てること」というふうに、色々な意味合いがあるかなというふうに思います。この「自立」という言葉が本当に適切なのかどうか。ここにいる皆さん、本当に子どもたちのために、若者のために、という思いでいらっしゃいますので、ちょっと突き放すようなイメージを私は思ってしまうので、皆さんにまた御意見いただければと思います。

それと将来像の3の部分です。ここの3の背景の部分にも真ん中の●のところに、「自立的な成長を支援する」というふうにあって、「自立」というのがあちこちに散らばっていますので、この文章としてここは「自立」だということと、「自立」という言葉だとちょっとこう「自立しなさいよ」という、何か「自立しなさい」というふうに受け取られがちのところはちょっとリセットしていったほうがいいかなというふうに思っています。

目指すべき将来像のところの一番最初●のところが、「子ども・若者や子育て当事者が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します」というふうにありますけど、「子育て当事者」というよりも、例えば結婚や、どこかにあったと思うのですが、結婚や出産を考えている世代だとか、「子育て当事者」になってしまうと、もう子育てをしちゃっている当事者になっているので、結婚や出産を考える世代で、次の●のところには「結婚・出産に希望を持つ人が」というふうにあるので、ここは「子育て当事者」でいいのか、私が御意見を差し上げたそれがいいのかわからないんですが、ここが気になりました。

それとその次の●のところですが、これは「結婚・出産に希望を持つ人が、安心して子どもを産み育てられるように」というふうにあるんですけど、「安心」にやっぱり「安全」が

セットされているっていうこと、結婚・出産って大きな大イベントなので、「安心」だけではなく、やはり「安全に」っていうふうに、その次の行にも「安心して子育てできる社会を」っていうふうにありますけども、「安心・安全に」っていう方が私はいいのではないかなっていうふうに考えました。

以上、すみません。長くなってしまいましたが、よろしく願いいたします。

○ 田口委員長

はい。目指すべき将来像につきまして表現的な問題を含めまして、いくつか御提案がありましたけれども、まずは事務局の方からいかがでしょうか。

○ 黒澤こども政策課長

はい。ありがとうございます。保角委員の御意見に対して、お答えをさせていただきたいと思えます。

まずこの目指す将来像1、2、3の書きぶりということで、「目指します」という形で書かれているところ、御趣旨としては、そうなった、目指すわけだからそうなった、そうなっています、というような記載の方がよろしいのではないかという御意見をいただきました。こちらの「目指します」という表現、確かに目指す将来像だから「目指す」ということで書かせていただいておりますが、またこちらの本県の上位計画というか、一番上の計画であります埼玉県5か年計画でもですね、目指すべき将来像という形で書いておきまして、その中でも、「そういった社会を目指します」という表現だったもので、このように置かせていただいているところです。どちらがよろしいのかっていうのもありますけれども、そのような形で作らせていただいたということでございます。

それから将来像2の、目指すべき将来像の一文目が長いので区切った方がいいということをお意見いただきました。ちょっとわかりづらく、一文が2行近くに渡っていて、非常にわかりづらくなっているところがございます。こちら検討したいと思います。

それから、3つ目の●ですね、「家庭養育を優先しながら」というところ、御意見いただいたのは、家庭養育優先のもと、あるいは、法律では「家庭養育を基本とし」みたいな表現だったかと思えますけれども、修正して「もと」とするか、そういったこともちょっと検討したいと思います。

それから、「自立」という言葉ですね。3つ目の●に、「自立できるよう」ということの「自立」という言葉が、若干お子さんの、あるいはこども・若者の自立ということですけども、ちょっと突き放すイメージではないかなという、あるいはその自立をしなければいけないというようなイメージがあるのではないかなという御意見をいただきました。「自立」というのがですね、「子育て」という言葉ですね。これがもう自立的なっていう考えがあるものですか

ら、必ず自立をしなければいけないという、そんな強いものではなく、できる限り自立できるようです。自立できるような、というところで書かせていただいております。あとですね、こどもまんなか社会というものがどういうものかということが、この大綱に書かれているのが資料1-1のですね、将来像の一番最初の資料の下の方に小さく「こどもまんなか社会」というのが、こども大綱に書かれております。その中で1行目の最初の方ですけど、「全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる」というようなことを、こどもまんなか社会であるというふうに書かれておりますので、この「自立」という言葉を使わせていただければなというふうに考えております。

それから将来像3の1つ目の●ですね、「子育て当事者」という言葉につきまして、こちらの子育て当事者が地域全体から支えられる社会を目指す、になっているところですけども、そこに、結婚や出産を考えている世代という方々も入ってきた方が良いのではないかという御意見です。こちらも少し検討をさせていただきたいと思っております。

それから、安心してこどもを生み育てるところに、安心だけではなく、「安全」という視点もあろうかと思っておりますので少し検討させていただきたいと思っております。

○ 田口委員長

事務局からの御説明は以上でよろしいですか。では、保角委員お願いいたします。

○ 保角委員

将来像1、資料1-3のところの目指すべき将来像のところの一番最初、「全てのこども・若者」は、多分、もともとの目指すべき将来像がこうなっていますっていう、もしかすると県の上位計画に沿ってだとかこういう言いぶりになっちゃうかもしれないんですけど、私から見るとこの「全てのこども・若者」は、「一人一人が多様な人格を持った個人として尊重され」っていうふうに思っているんですけど。はい。そこがちょっと抜けていたかな。すいません。

○ 黒澤こども政策課長

ありがとうございます。お答えが漏れておりました。資料1-3の将来像1の目指すべき将来像の1行目ですね。ここに書かれた「全てのこども・若者を、一人ひとりが多様な人格を持った個人として尊重し、」というのが、ある意味、「を」っていうふうになっていると、受け身というか、こども・若者を主語にして、「こども・若者が個人として尊重され」というのは、非常にそうだなと思っております。はい。ちょっと検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 田口委員長

ありがとうございました。

今出ました最初のところもですね、「全てのこども・若者一人ひとりが、」っていけば「尊重され」という形でも繋がるかなと思うのですが、その辺のところも工夫していただいて御検討いただければと思います。

それから皆さんの、今、保角委員から出されたことに関連しまして、表現上のこととか、特に「自立」のところですね、その辺のところにつきまして御意見等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。「自立」も非常に広い概念も含まれておりますので、単に経済的生活で自立するというだけではなく、個人の色々な意思が自分でコントロールできるとか、そういうようなことも含めて、かなり広いことで使われるようになってきておりますので、その辺、また施策の展開の中で、どのように取り組みしていくかということも、その関係では必要になってるんじゃないかなと思いますが、まず色々そのようなことも踏まえてまた検討いただくということでもよろしいでしょうか。

鈴木委員をお願いします。

○ 鈴木委員（カメラ、マイクの不具合のため応答なし）

○ 田口委員長

それでは、菅原委員お願いいたします。

○ 菅原委員

今のくだりのところで、もし意見がということだったのですけども、この資料1-4のところ「こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会」といっているのは、大きな目標であって、その上でここに「自立」といっているようなことが書いてあると思うので、これはこれで方向性としては、私はいいいんじゃないかなというふうには思っています。全体的な将来に向けた表現としては、問題ないのではないかなというふうに私は個人的には思っております。よく練られている文章がたくさんあるんじゃないかなと考えています。以上です。

○ 田口委員長

御意見ありがとうございました。他の皆様ではいかがでしょうか。もし私が気がつかないようでしたらお声も上げていただいても結構ですので、よろしく申し上げます。では、大体このような表現でもよろしいかと。保角委員の方もちょっと頷いていらっしゃるように思います。

はい。それでは寺菌委員お願いします

○ 寺菌副委員長

すみません、失礼いたします。

私も、とても素晴らしい目指すべき将来像だなと思って聞いておったのですけれども、「自立」につきましてやはりこちらの方は、難しい表現になるのかなと思っています。「自立」って本当に自分でするってということと、また、できないことは人に助けを求めるってところまでも含めたことが「自立」っていうところも菅原先生とかがおっしゃっていたような気がしますので、埼玉版のこの「自立」っていうところの定義を、何か米印とかでちょっと設けて、「何でも自分でやることだけが自立じゃないのよ」っていうところを周知できるようにすれば、みんなが分かりやすいものになるんじゃないのかなって思いました。すみません。以上です。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。御提言もございますので、また、計画の策定の中での表現につきましては、そのようなことも工夫いただければと思います。ありがとうございます。

それではちょっと次に進んでよろしいでしょうか。他の方また御意見等があればと思いますが、若者の支援をしていただいている石丸委員いかがですか。

○ 石丸委員

はい。ありがとうございます。私も、自立の定義を改めて考え、この埼玉県版を作っていくということについては、とても良いと思っていますが、今の意見を受けてということでもよろしいですか。

○ 田口委員長

全体通してでも結構です。

○ 石丸委員

はい。ありがとうございます。本当に色々な多様な若者がいる中で、「自立」という定義をここでもってしっかり考えていくことで、米印として表記するっていうことでより明確になっていくので非常にいいなというふうに思って聞いておりました。また、その先に出ました逢澤委員さんからの御意見の中で、こども食堂を特出しすることで、そういう必要があるかというところについては、私自身も気になっておまして、プレーパークもそうですけれども、県もバーチャル居場所を推進している中で、本当に居場所も色々なものが出てきているところでは、こども食堂などを特出ししていくことで居場所のイメージが固定化されてしまうかなということを考えておりました。以上です。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。それでは他の委員の方いかがですか。川澄委員はいかがですか。

○ 川澄委員

はい。私も「自立」の話になってしまうのですが、本当に先生方がおっしゃっていたように、言葉の言い換えというか「自立」という単語だけだと色々なイメージを持ってしまう方がいるっていう、そのとおりということと、あと場合によっては「自立」が、そういう趣旨で作ったわけではないというのは私たちはよく理解しているのですが、そうじゃない意味で使われてしまうっていうことも、自立するんだからもうここまで自立しなさいっていうような意味で使われてしまう場面が、本計画に限らず他の場面では見受けられるので、そういうふうに使われないように、そういうことじゃないんだよっていうメッセージ性とそういう使われ方をしないというリスクを防ぐためにも、やっぱり言い換えは必要なんじゃないかなというふうに聞いて、思っております。以上です。

○ 田口委員長

はい、ありがとうございます。この問題に限らず、全般的に御意見、また御質問等ございましたらお願いします。それでは清水委員、いかがですか。

○ 清水委員

はい。恐れ入ります。おそらく、先ほどの議論は、国のこども基本法とこども大綱を援用されて県の計画に落とし込まれているのではないかなと思います。他の委員からも御意見があったように、さらに補足をして説明ができれば問題ないのではないかなと思っております。大変御苦労されて作られたことがうかがえます。ありがとうございます。以上です。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。

では大体この中の表現につきましてはそのまま活かすのでよろしいんじゃないかなという皆さんの御意見もありまして、ちょっとその辺は注釈をつけてフォローするというところで、事務局の方にまた対応いただければというふうに思います。

保角委員どうぞ。

○ 保角委員

はい。すいません。将来像3の資料1-5の部分ですね。ここには「自立的な」という表

現が、2ヶ所出てくるんですけども、この「自立的」っていうのは、例えば「背景」の真ん中の文章ですね、「こどもが教育を受ける機会を確保するとともに、体験活動等を通じた自立的な成長を支援することが求められます」って、この「的」っていうのはどういう意味合いで「的」をつけられているのか、ちょっと事務局にお伺いしたいです。

○ 田口委員長

はい。わかりました。この点につきましてはいかがでしょうか、事務局の方から。

○ 黒澤こども政策課長

ありがとうございます。

今いただいたお話は資料1-5の「目指すべき将来像」、3つ目の●で「自立的な「子育て」の推進」というふうに、この「自立的」というのはどういうことかという御質問でございます。今の子育て応援行動計画の中の基本理念の説明にですね、「子供が自立的に育つ「子育て」を応援することが大切」というふうな表現がございます。そこで、今回の計画の施策の体系、9の「「子育て」と「子育て」の支援」の(5)に、「自立的な子育ての支援」というふうに置かせていただいているところがございます。「子育て」というのが、いわゆる自分で自立するということなので、「自立的」という言い方になっているのかなど。若干わかりづらいのかと思います。こちらにつきましては「自立」の意味ですけれども、完全に自立した状態というところもちろんあるでしょうけれども、自立しようとする姿勢であったりとか、あるいは自立するまでに支えるであったりとか、そういった姿勢や思いとか、そういった部分も含めさせていただきたいなというふうに思っておりますので、いろいろな御意見を、定義とかあるいは補足したりとかっていう形で、何らかの形でですね、そこがわかるように工夫をさせていただきたいと思います。

○ 田口委員長

はい。保角委員よろしいですか。

○ 保角委員

はい。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。ちょっと「子育て」というのは、この埼玉の計画の中で独特に使われているのかなというところもありますけれども、ちょっと感覚的にスッと入ってこないようなところも、この「自立的な子育て」という言葉ですね、何かそのイメージがわくよう

な形で、また工夫していただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは他の方はいかがでしょうか。峯委員いかがでしょうか。

○ 峯委員

はい。ありがとうございます。私もこの文章を読ませていただいて、非常によく練られた文章だと思います。先ほど議長の方から「子育て」という言葉がなかなかすっと入ってこないとありましたが、私ども小児科医はよくこの「子育て」という言葉を使います。「子育て」というのは周りの方から子どもたちをサポートして育てていきましょう、健全な子どもたちに育つようにサポートしましょうという意味で。「子育て」とは、子どもたちって必ず自身で成長し、発達をしますので、それを邪魔してはいけないというイメージで我々よく使うことになります。やはり支援して、サポートするのと一緒に子どもたち自身が育つ力あるものは、決してそれに邪魔をしないという、そんなイメージで私どもはよく使うので、そういうイメージであるとする、と、「子育て」という言葉は、我々小児科の医者としてはすっと入ってくる、そんなイメージでございます。以上です。

○ 田口委員長

分かりました。色々な立場からの言葉でありがとうございます。それでは、藤野委員、もし御意見また感想も含めましてありましたらお願いします。

○ 藤野委員

自立だけではなく、「埼玉版」というのが、とてもいいものだなと感じました。他のことに関しても、埼玉版というのがあるのもいいのかなって感じます。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。他の皆様ではいかがでしょうか。

そうですね、そろそろ1時間ほど経って参りましたので、もしよろしければ、ちょっと5分ほど休憩を挟まさせていただくということで、事務局の方もよろしいですか。

○ 事務局

はい。

○ 田口委員長

はい。それでは時計の方も皆様それぞれお持ちの時間で違うかと思えますけれども、5分ほど休憩をとりたいと思います。また5分後に再開ということで、よろしくお揃いください。お

願いたします。

◎ 5分間 休憩

○ 田口委員長

はい、それでは皆さんお揃いのようなのでまた再開をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほどの（１）のことに关しまして事務局の方から特にございますか。

○ こども政策課関根主幹

埼玉県庁こども政策課主幹の関根と申します。

先ほど、鈴木委員から御意見の方をチャットでいただきましたので、代わりまして私の方から紹介をさせていただきます。

「1つですね、「子育て」という言葉についてですけれども、「子育て」とは保育園を経営しているとき、共に成長すると理解して、保護者と話しておりました。「自立」に関しては先ほど保角委員が述べた意見と同じ意見です。他人の力を借りて生きるのも1つの生き方と注意書きをすればどうでしょう。」という御意見をいただきました。

御意見ありがとうございます、鈴木委員の御意見も踏まえまして、今後事務局の方で検討させていただきます。どうもありがとうございました。

◎ 議事

（２）埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）の進捗状況について

○ 田口委員長

はい。御報告ありがとうございます。それでは次の審議の方に移りたいと思います。審議事項3（2）埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）の進捗状況について事務局から報告をお願いいたします。

○ 黒澤こども政策課長

こども政策課長の黒澤です。それでは埼玉県子育て応援行動計画の取組指標の実績について御説明をさせていただきます。

資料は4-1になります。こちら表にしておりますけれども、埼玉県子育て応援行動計画では、19の指標、再掲を含めない場合には18の指標を設定しております。今回は計画の4年目にあたる令和5年度の取組実績について御説明をさせていただきます。進捗状況につきましては、毎年度、本審議会に御報告をし、御意見をいただいているところでございます。まず、

埼玉県子育て応援行動計画ですが、「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や、地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり」を基本理念としております。その実現のため、施策の柱を7つ定め、各取組を実施しております。

資料4-1の「R5年度」の実績の列を御覧ください。こちらが各指標の最新値でございます。最新値が出ておらず、「調査中」となっている項目が一部ございます。また、項目1の結婚、出産の希望実現の3つ目の不妊検査助成件数ですが、策定当初の指標では、不妊治療助成件数でしたが、不妊治療は令和4年度から保険適用となり、助成制度が終了しましたため、令和4年度からは、不妊検査助成件数が指標となっているものでございます。指標のうち、色が塗ってございますけれども、目標値に対して、達成率が8割を下回っているものについて、着色しております。項目1の1つ目、合計特殊出生率、項目2の1つ目、乳幼児健康診査の受診率のうち、1歳6ヶ月児、項目5の1つ目、生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率でございます。例えば、合計特殊出生率につきましては、目標値の1.59に対して、令和5年度の概数値は1.14であり、約7割程度の達成率となっております。

少子化の要因としては、未婚化や晩婚化、有配偶出生率の低下などが挙げられる他、経済的な不安定さや、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、1つの事業を実施すれば解決するというものではなく、長期的なスパンの取組が必要となります。

少子化対策につきましては、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって総合的な取組を継続的に実施していくことが重要であると考えております。本計画の取組を着実に実施して参りたいと存じます。

続きまして、各指標に対する令和5年度の取組実績について、主なものを資料4-2で御説明申し上げます。項目1のうち、「SAITAMA 出会いサポートセンター会員市町村数」については、未加入の市町村に対し、協議会や市町村への個別訪問により、加入の呼びかけを行いました。続きまして、3ページになりますが項目2の1、「麻しん・風しん第2期定期接種率」につきましては、県医師会と連携した接種勧奨などを行いました。続きまして4ページの項目3のうち、「保育所等受入率」につきましては、認可保育所等の保育サービス受入枠の拡大を行っております。5ページ目、項目4の「多様な働き方実践企業認定数」については、短時間勤務やフレックスタイムなどの多様な働き方を実践している企業の認定を進めております。次のページ、項目5のうち、「児童養護施設退所児童の大学等進学率」については、施設入所児童の高校での学習・生活支援にかかる費用の一部を助成しております。1ページ飛びまして項目6のうち、「里親等委託率」については、最新値は集計中ですが、研修の実施や、全児童相談所への里親等委託調査員などの配置、ポスター・チラシによる啓発を行いました。次の

ページの項目7のうち、「自主防犯活動が実施されている地域の割合」については、講習会や出前講座、現地指導の実施などを行いました。

以上が、埼玉県子育て応援行動計画における指標の進捗状況となります。引き続き目標値の達成については、「子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり」を目指して、各取組を実施して参ります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 田口委員長

ただいま御報告ございましたが、御質問、御意見等ございますか。清水委員お願ひします。

○ 清水委員

はい。すみません。よろしくお願ひします。前々回の会議で申し上げたと思いますが、合計特殊出生率の示し方ですが、目標値が1.59で令和5年度が1.14、令和4年が1.17となっています。果たしてこれが改善するのか、冷静に考えた方が良いのではないかと思います。例えばOECDの中で出生率が上昇しているのはフランスとイスラエルです。世界的に見ても、出産に対する宗教観により出生率が上がっている国も見られます。世界的にも低下している中で目標値1.59は、目標値というのは理解できますが現状と乖離しているところがあります。次のこの目標値の設定について実情を加味して設定されることを提案します。次に、乳幼児健診の未受診率が4.1ということで御報告がありましたが、下がっている分析をもう少し詳しくお聞かせください。以上です。

○ 田口委員長

はい。御質問ありがとうございます。それでは事務局の方でお願ひいたします。

○ 黒澤こども政策課長

はい。清水委員ありがとうございます。

まず、合計特殊出生率の指標について御回答を申し上げます。御指摘いただきましたように、目標値が高いものの、年々下がる傾向があり、それは全国的にも同様の傾向となっております。また、諸外国の状況などもお知らせいただきましたけれども、御指摘をいただきましたように、今後現状といたしますかそういったものも含めてですね、次の目標を設定する際には、分析をしながら検討していきたいと思ひます。ありがとうございます。また、乳幼児の未受診率につきましては、健康長寿課さんお願ひします。

○ 植竹健康長寿課長

はい。健康長寿課でございます。よろしくお願ひいたします。

未受診率について市町村別に見てみたのですが、小さい町村だから低いとかそういった傾向が特に見られない状況でございました。集団健診で行っておりますので、こちらで考えております理由としましては、例えば外国籍の方の入ったり、出たりといったタイミングの問題でなかなか受診できてないということと、あとは例えば1歳6ヶ月の時点でまだ治療中の場合は病院の方で健診という形で受ける可能性もありますので、集団健診を受けていないという原因が考えられるところがございます。市町村によって個々の事情もあろうかと思っておりますので、そういった事情の方を今後把握して参りたいと思っております。以上です。

○ 田口委員長

はい。清水委員いかがでしょうか。

○ 清水委員

はい。どうもすみません。ありがとうございます。外国籍の方への働きかけの難しさもあるということを伺いましたが、何か特別な働きかけや周知など御苦労されている点もありますでしょうか。

○ 植竹健康長寿課長

はい。市町村ごとにやっている部分もありますので。すみません。今のところ、こちらでは把握してない状況でございます。

○ 清水委員

ありがとうございます。

○ 田口委員長

はい。今、峯委員からお手が挙がっていますので、よろしく申し上げます。

○ 峯委員

峯でございます。ただいまの件、乳幼児健診の件と、麻しん・風しん混合ワクチンの件ですが、私は小児科医として国のワクチンや乳幼児健診の仕事をしてしておりますが、これは実はコロナの影響がかなりあると言われております。当初、コロナの流行がパンデミックとして始まったときに、例えば、不要な外出は控えるようにいわれていました。乳幼児健診も予防接種も、医療機関に行って実施するところが非常に多いので、当時、熱が3日以上続かなければ医療機関に受診しないように、そういうメッセージもずっと出ておりましたので、医療機関に行くこと自体を控え、それに合わせて健診受診率やワクチン接種率の低下が起こってはいけないという

ことで、厚生労働省や医師会のグループとか、学会も、健診とか予防接種は不要な外出ではないので、決してそれを控えないようにっていうことのメッセージを何度も何度も出し続けて出していました。それでこのぐらいのところだとまっていると思います。当初はもっと落ちてしまうのではないかとということを予想しておりましたし、諸外国では予防接種の接種率が遥かに落ちてしまっていて、今まで全く出なかったポリオだとかジフテリアだとか、もちろんはしかも麻疹もそうですけど、一気に増えてきてしまっていて今世界中で大きな問題になっております。一応、日本はここで踏みとどまっておりますが、おそらくコロナの影響は多少あると思います。これから1、2年経ってコロナの影響がほとんど見られなくなったところで、もう一度分析していただくとよろしいと思います。以上です。

○ 植竹健康長寿課長

事務局からよろしいでしょうか。

○ 田口委員長

はい、どうぞ。

○ 植竹健康長寿課長

峯先生、ありがとうございます。すみません、私の方も説明が不足して申し訳ございません。先生のおっしゃるとおり、コロナ禍におきましては確かに健診率が下がっておりますので、落ち着いた頃合を見ながら、状況を把握して参りたいと思います。以上です。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。指標を判断するには色々な条件とか、その時の環境とか色々考え合わせなきゃいけないということもあろうかなと思います。それから合計特殊出生率の方も、確かに少子化を表す指標として一番一般的には考えられておりますけど、なかなか目標値としてすることの難しさというところは、皆さんもお感じになっているのではないかなと思います。これまた県の全体の計画のこともありますので、また御検討いただければというふうに思います。はい。逢澤委員、お願いします。

○ 逢澤委員

すみません。今のところなんですが、乳幼児の健診の未受診率が策定時は4.2%で、令和5年度4.1%、コロナの関係ない時期の数値からもあまり変わっていないという中で、さっき外国籍の流出とか治療中とかっていう、そういった理由がちゃんと示されるものであればいいんですけども、子育て応援行動計画から、今度はこどもまんなか社会っていうことで、新たに、

こども計画、こども若者計画みたいなものを策定するという中でですね、やはり、本当は受けなければならない人が何らかの理由で受けられなかったっていう、理由をしっかりと把握できるようにしていかなければならないと。そういった意味で次の計画であるこどもまんなか社会になると思うんですね。だからそういった目線をもって、市町村と協力して、要するに、親がなかなかこどもに目を向けないっていう方々にどう手を差し伸べるかっていう目線を持って、健康長寿課さんの皆さんも市町村と協力していただきたいと思います。

それからですね、保育の受け皿のところなんですけれども、一応目標値までは達してないところではあるんですけれども、これは園の数だけじゃなくて、保育士の方々が、やっぱりこれから保育士を、要するに獲得するのが非常に難しい時代となってきております。東京都の賃金格差、今回ちょっと私も定例会で少し取り上げようかなと思っておりますけれども、そういった中で、これはまた何となく来年度下がっちゃうような気もするんですけれども、どのような数字になっていく予想なのか、お答えいただきたいと思います。

○ 田口委員長

はい。それでは乳児検診の関係は御意見ということで承り、保育の関係で質問ということでよろしいでしょうか。はい。それでは事務局の方からお願いいたします。

○ 山崎こども支援課長

すみません。こども支援課長でございます。保育所の受入枠につきましては、それぞれが市町村によって整備を進めておりますけれども、目標に向けて、それぞれ順調にちゃんと整備を進めております。それに、県の方もそれぞれの地域に合った整備をお願いしております。順調に目標に向けて整備が進んでいるところでございます。

○ 逢澤委員

順調なんですか。

○ 山崎こども支援課長

県では1700の受入枠の増加を目指して取り組んでおります。

○ 逢澤委員

私が今言いたいのは、保育士のこれから人材確保が大変になってくるっていう中で、その目線で大丈夫ですかっていうお話しているんですが。

○ 山崎こども支援課長

はい。大丈夫なように取り組んでおります。

○ 細野福祉部長

はい。保育士の確保は、委員のおっしゃるとおり、非常に他県との競争も激しくなっています。我々にとっても喫緊の課題です。もうこれは今始まったことじゃありませんけれども、これからさらに公定価格がどうなるのか、それによって、この問題はさらにもっと難しくなる可能性もあるというふうに認識しています。従いまして、受入枠ということだけじゃなくて、今委員がおっしゃっていた、まずその保育士の確保、これができなければ、受入枠を大きくしても、結果的には待機児童を生んでしまうようなこととなりますので、我々としてはその受入枠の整備と合わせて、県としてはですね、保育士の確保、こちらに引き続き注力をしていきたいと、こういう姿勢は強く持っております。

○ 逢澤委員

了解しました。また定例会でお願いします。

○ 田口委員長

はい。それでは、他の皆さんからはよろしいでしょうか。はい。長根委員お願いします。

○ 長根委員

すみません。長根ですけれども、3番目の「「子育て」と「子育て」の支援」の中の、「多様な保育ニーズに応える受け皿の確保」で、令和5年度の病児保育事業が6万5,425人で、目標値が6万3,529人っていうのは、下がっている理由って何か、受け皿になる場所が減ってしまったせいなのかなと。他の数字は上がっているんですけど、ここがなぜ目標値が下がるのかっていうのが1つ。あと、もう1つ、5番目のアSPORTの事業の子育ての貧困対策推進っていうのが、これが平成30年度47.8%で、令和5年度が下がって40.2%で、目標値は今度60%っていうのは、かなり下がってきているのに60%っていう数字が、何か現実的にそこまで伸びるような、特別な何か力を入れているのか、ちょっと乖離しているんじゃないかって、ちょっと2点気になったんですけれども、事務局さんいかがでしょうか。

○ 田口委員長

はい。2点ございます。まず、病児保育の件ですが、そちらをお願いします。

○ 山崎こども支援課長

こちらは6年度の目標値が6万3,529人、5年度の実績ではこれをですね6万5,425人とい

うことで、クリアしてしまっているということでございますので、下がったということではなくて、実績がすでに目標を上回ってしまっているということでございます。

○ 田口委員長

続きまして、これはアスポートの事業ですね、中学3年生の学習支援事業の利用率に関しましてお願いします。

○ 社会福祉課新井主幹

はい。事務局です。社会福祉課の新井と申します。長根委員御質問ありがとうございます。この事業ですが、平成30年度のときには47.8%で、委員おっしゃるとおり、令和5年度のときは40.2%ということで、率が下がっているのになぜ60%という目標なのかということですが、この事業としましては、事業を開始したときに、一般家庭の方の塾に通っている通塾率が約60%ありました。貧困家庭の子どもたちも一般家庭と同じように環境を整えることにより、高校進学率ももっと上がるのではないかということがありまして、その時に、一般家庭と同様な通塾率ということで60%と目標を定めております。なお、この目標につきましては埼玉県の5か年計画の方でも60%という目標となっております。こちらの目標を持ちまして、私ども頑張っているところでございますので、目標の数値については、ちょっと乖離しているかなと思われるかもしれませんが、このような状況により目標を定めさせていただいているところでございます。以上です。

○ 長根委員

ありがとうございました。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。目標を定めたときの時点のもので作られたものということもありまして、現実の状況と乖離していくこともあるかと思えます。また、今後も指標等を策定していくことになるかなと思えますけれども、その際にまた、十分検討いただければというふうに思います。他に皆さんよろしいでしょうか。よろしければ次に移りたいと思います。

本田委員お願いいたします。

○ 本田委員

よろしいでしょうか。ひとり親世帯向け住宅の供給戸数のところなんですけども、令和4年度が700ということで、令和5年度は、その700の目標値が達成したので、その700の状態が続いてるっていう理解でよろしいんでしょうか。

○ 田口委員長

はい。それでは事務局の方からお願いいたします。

○ 野田住宅課副課長

700の目標ということで当初設定したものが、令和4年度に達成されて、現状そのままということになっております。

○ 本田委員

はい。ありがとうございました。

◎ 議事

(3) 児童養護部会における審議経過について

○ 田口委員長

御確認でよろしいですね。はい。ありがとうございます。では他に皆さんよろしいでしょうか。それでは次に移らせていただきます。3の(3)児童養護部会における審議経過について、事務局より説明をお願いします。

○ 菊池こども安全課長

こども安全課長の菊池でございます。児童養護部会における審議結果について御報告申し上げます。

児童養護部会における審議結果につきましては、前回の児童福祉審議会で令和5年度第7回児童養護部会までの審議結果を御報告しております。本日は前回以降に開催されました令和6年度第1回及び第2回の児童養護部会結果を御報告いたします。

児童養護部会は、里親の認定に関する事項、児童相談所の行う措置に関する事項、被措置児童等虐待の報告に関する事項について、調査審議することとされております。これらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第7項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。なお、児童養護部会の審議は、児童や里親希望者などの個人情報等を取り扱うことから、非公開で行っております。このため、本日の御報告につきましても、個人情報を含まない形での御報告となりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、資料5を御覧ください。はじめに、1の里親の認定に関する審議について御報告いたします。これは里親になることを希望する者について、その適否を御審議いただくもので

ございます。(1)の開催及び審議状況のとおり、令和6年度第1回及び第2回の児童養護部会において、里親となることを希望する19世帯について御審議いただきました。19世帯すべてについて里親として認定することが適当との答申をいただいております。次に(2)の認定・登録里親の状況でございますが、まずアの種類別を御覧ください。里親の種類といたしましては、保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を養育する養育里親。また、この養育里親のうち、特に被虐待児、非行児または障害児を養育する専門里親。養子縁組により、養親になることを希望する養子縁組里親、児童の両親が死亡や行方不明・拘禁・入院などの事情により養育できない場合に、扶養義務のある親族が養育する親族里親。以上の4種類がございます、重複して登録することも可能でございます。里親として認定することが適当との答申をいただいた19世帯のうち、養育里親としてのみの登録が5世帯、養育里親と養子縁組里親の両方への登録が14世帯となっております。また今回養子縁組里親のみ、親族里親の登録はございませんでした。次にイの職業別、ウの年齢別につきましては、資料のとおりでございます。里親の認定に関する審議については以上でございます。

続きまして、2の児童相談所の採る措置に関する審議について御報告いたします。これは児童相談所が、児童について施設入所等の措置が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合など、児童相談所の方針の適否を御審議いただくものでございます。御審議いただきました13件すべてについて、児童相談所の方針どおり、施設入所等の措置を採ることが適当であるとの答申をいただきました。

3の被措置児童等虐待事案の報告について御報告いたします。前回の報告以降、児童相談所が措置いたしました児童について、被措置児童等虐待に係る通告等がありました4件について、事実確認を行い、結果を児童養護部会に報告いたしました。3件を被措置児童等虐待と認め、1件は、被措置児童等虐待とは認められない事案でございました。

最後に4の埼玉県の児童虐待重大事例検証委員会報告について御報告いたします。埼玉県では児童虐待の防止等に関する法律、第4条第5項に基づき、埼玉県児童虐待重大事例検証委員会を児童養護部会の下に設置し、児童虐待による死亡事例等、重大事例の再発防止・未然防止のための対策を具体的に検討し、第三者による検証を実施しております。今回の報告では、令和3年6月に志木市で発生した事例、令和4年1月に本庄市で発生した事例について検証・検討した結果を御報告いたしました。

なお、この報告書につきましては、県のホームページでも公表しております。児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。

なお、今年度から新設となっております意見聴取部会に係る報告案件はございません。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

はい。御報告ありがとうございました。ただいまの報告につきまして御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。はい。以上で本日の審議事項につきましては終わらせていただきます。本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

進行を事務局にお返しいたします。

○ 司会

本日はありがとうございました。次回の審議会は令和6年11月頃を予定しております。改めて事務局から日程調整の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和6年度第2回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

議事の内容について、以上のとおりで相違ありません。

委員長 田口 伸

署名委員

委員 石丸 靖子

委員 藤野 美佐子